

## セミパーソナルジム EXIM+会員会則

### 第1条【名称・所在地】

本施設は、セミパーソナルジム EXIM+（セミパーソナルジムエクシムプラス）（以下EXIM+）と称します。

所在地は(平岸店)北海道札幌市豊平区平岸3条1丁目1-2 0
（東札幌店)札幌市白石区東札幌6条1丁目2-2 0 とします。

### 第2条【事業主体及び管理】

EXIM+は、札幌市豊平区平岸5条6丁目1-2 4 株式会社北日本工事測量が管理・運営し、事業主体です。

### 第3条【会員制度】

- EXIM+は会員制とします。
- EXIM+に入会しようとするときは、本規約を承諾し EXIM+に所定の入会申込書・誓約書等（WEB 上での申込等電磁的媒体・記録による場合を含み、「以下申込書等」といいます。）を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより EXIM +への入会が認められ、EXIM+の諸施設を利用することが出来ます。
- 未成年者が入会を希望する場合は、所定の入会同意書に本人とその親権者が連署の上、入会手続を行うものとします。この場合、親権者は、本規約に基づき責任を本人と連帯して負うものとします。
- 会員は本規約、EXIM+が規定する施設内の諸規則、その他運営会社が定める規則を全て遵守しなければなりません。会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、名義変更、相続は出来ません。

### 第4条【入会資格】

- 本規約および EXIM+が規定する施設内の諸規則を遵守できない者。
- 入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者。
- 過去または現在において暴力団または反社会勢力に属し、またはそれらに属する者と運営会社が判断した者。
- 医師等により運動を禁止されている者。
- 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者。
- 未成年で EXIM+ の入会に関して親権者の同意が得られない者。
- 入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない者。
- その他、EXIM+または運営会社が会員としてふさわしくないと判断した者。

### 第5条【会費・手数料等】

- EXIM+の会費、EXIM+の会費、その他の費用は別途「利用料金一覧表」に定められます。
- 会員は、会費等を EXIM+所定の方法で支払うものとします。支払時期は、在籍する月の月末までの分を、前月末までに支払うものとします。但し、入会時の初回支払時期については別途定めます。
- 会員は、実際の EXIM+利用の有無にかかわらず、本規約が定める会費等を全て支払う義務があります。一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いて返還しません。
- EXIM+は会費等の改定を行うことができます。その場合、改定を行う2 週間前までに会員に告知するもの（館内での掲示を含む。）とし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。
- 会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合、EXIM+は会員に対し支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に占む 14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として会費等をその他の債務と一括して EXIM+が指定する支払方法で支払いを求めることができるものとします。その際に必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

### 第6条【会員以外の EXIM+の利用】

EXIM+ は次のいずれも満たす場合のみ、EXIM+を利用させることが出来ます。
（1）EXIM+所定のビジター利用料を支払った場合、又は EXIM+が特別に認めた場合。
（2）事前に EXIM+から書面による承諾を得ること。

### 第7条【遵守事項】

- 会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。
- EXIM+の利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、EXIM+の説明並びに指示に従わなければなりません。
  - EXIM+の利用時は、常に以下の禁止事項を含む服装規定を遵守します。
    - 施設又は器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品
    - 伸縮性に欠ける、滑りやすい、器具等に巻き込まれる可能性があるなど、トレーニングにふさわしくない衣類、履物、サンダル、長靴等
    - 会員および他の会員を傷つける可能性のある衣服、服飾品または装飾品
    - 上半身あるいは下半身裸、裸足、下着のみ、またはそれに準じる格好
    - ヒールが高い、または滑りやすいなどトレーニングにふさわしくない履物
    - 外で履いた履物、または汚れている衣服・履物
    - その他、EXIM+がふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品又は装飾品
  - EXIM+内で以下の行為は禁止されます。
    - 施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力の依頼行為、署名活動。
    - 刃物、爆発物などの危険物や他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持ち込み。
    - 正当な理由なく他者の所持品に触れること。
    - EXIM+スタッフ以外のものが、他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと。
    - 本規約に基づき EXIM+の利用を認められていない者を同伴すること。
    - タトゥー(タトゥーとの判別が困難なペインティングも含む)を露出させること。
    - 物を投げつける、壊す、叩く等の、他の会員やスタッフが危険に感じる行為。
    - 大声、奇声を発する行為、他の会員もしくはスタッフに対する暴力行為、行く手を塞ぐ等の威嚇行為または迷惑行為。

- 他の会員、ビジター、スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
- 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の行為。
- 酒気を帯びての入館。（EXIM+が認めた場合を除く。）
- 動物を館内に持ち込むこと。ただし、あらかじめ EXIM+が承諾した補助犬等は除く。
- 他の会員の諸施設利用を妨げる行為。
- EXIM+の秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷つること。

### 第8条【入場の禁止、退場】

- EXIM+は、以下の各号いづれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることが出来ます。
  - 本規約および EXIM+の諸規則を遵守しない者。
  - EXIM+または運営会社において、第4条に定める入会資格を欠いていると判断した者。または、入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者。
  - EXIM+において体調不良、業物使用等により正常な利用が出来ないと判断した者。
  - EXIM+において不潔な身体または服装により、第三者が不快に感じると判断した者。
  - 本規約の手續に従わず、会員以外のものを入館させた者、および入館した会員以外の者。
  - 自己都合により会費等の全部もしくは一部を滞納した者。
  - 上記の他、EXIM+において、入館の禁止または退場を命ずることが適切であると判断した者。
- EXIM+への入館禁止中の会員は、禁止中も会費を支払わなければならないものとします。

### 第9条【休会および復歸】

- 会員は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして EXIM+に来店し、所定の休会届の記入による手続きを行った上で、月単位で EXIM+を休会することができます。電話、電子メール、ファックス、SNS 等による申し出は受け付けられません。
- 休会手続きは、休会開始を希望する月の前月 10 日までに行うものとし、その場合、休会開始希望月の 1 日より休会扱いとします。各月の 11 日以降に休会手続がとられた場合は、翌々月の 1 日より休会扱いとなります。
- 休会する会員は、別に定める休会費を支払うものとなります。
- 本条の休会手続きが完了しない場合は休会扱いとなりませんが、EXIM+のご利用がなくても通常の会費等が発生します。
- 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位で EXIM+に復帰扱いとなります。その場合、復帰月から通常の会費等を支払うものとなります。

### 第10条【退会】

- 会員が自己都合により EXIM+を退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、所属店舗に来店し、所定の退会届の記入による手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。電話、電子メール、ファックス、SNS 等による申し出は受け付けられません。
- 退会手続きは、退会を希望する月の 10 日までに行うものとし、その場合当該月の末日をもって退会となります。各月の 11 日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
- 本条の退会手続が完了しない場合は在籍となりますので、EXIM+のご利用がなくても通常の会費等が発生します。
- 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
- 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
- 会員が自己都合により会費等の全部もしくは一部の滞納が4か月間となった場合、または会費等の全部もしくは一部を支払わない月が4か月連続した場合は、規約退会とします。また滞納分については、全額現金または EXIM+が指定した方法で支払わなくてはなりません。規約退会は入会時に継続利用期間に同意し、連約金の支払いが必要の場合、支払いを逃れるものではありません。
- 退会に伴い、支払済みの会費、回数券料金、契約ロッカー、レンタルタオル利用料金などを EXIM+が返還することはありません。

### 第11条【届出等】

- 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに EXIM+において、所定の手続きをもって変更の届け出なければなりません。
- EXIM+から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等宛てに行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。

### 第12条【規約退会】

- EXIM+は、会員が次の各号のいづれかに該当するときは、当該会員をクラブから強制的に退会させることができます。
  - 本規約および EXIM+の諸規則を遵守しないとき。
  - EXIM+内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、EXIM+の運営に影響が生じると判断したとき。
  - EXIM+において、第4条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。
  - 第10条第6項に該当したとき。
  - その他、EXIM+または運営会社が、会員としてふさわしくない言動があったと認めたとき。
- EXIM+から強制的に退会させられた会員は、退会時から EXIM+を使用するこ

- とができます。
- EXIM+から強制的に退会させられた会員に対しては、EXIM+は、前納分または既払分の会費等があっても、これを返還することはいしません。
- 規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、EXIM+への入会はできません。

### 第13条【資格喪失】

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

- （1）退会
- （2）死亡または失踪宣告を受けた者
- （3）EXIM+を閉鎖したとき又は運営会社法人の解散

### 第14条【営業日および営業時間】

EXIM+の営業日および営業時間は以下のように定めます。
スタッフ研修・施設点検等で営業時間の変更及び臨時休業する場合には、事前に告知（館内掲示を含む）することとします。但し、災害等の事由により事前告知なく変更する場合があります。

【営業日】	【休業日】	
火～土	定休日	月曜日
日・祝	季節休業日	お盆・年末年始
	臨時休業日	施設点検日
		社員研修旅行
		4 日間程度

### 第15条【施設の利用制限】

- EXIM+は次の理由により施設の全部または一部の利用を制限することができます。そのような制限がなされる場合でも、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはありません。
  - 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと EXIM+が判断し、営業が困難と認めたとき。
  - 施設、設備の点検、補修または改修をするとき。
  - 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
  - 燃料費の高騰等で施設の一部利用制限が妥当だと運営会社が判断したとき。
  - その他 EXIM+が休業を必要と認めたとき。
- 前項の場合、事前に EXIM+施設内または EXIM+のホームページ等にて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

### 第16条【通知予告】

本条の通知および EXIM+の諸事情に関する通知または予告は、EXIM+所定の場所に掲示する方法または電子メールまたは郵送による通知等により行います。

### 第17条【回数券等】

- EXIM+の回数券の取り扱いについて
  - ご購入いただいた回数券は、利用の有無にかかわらず、いかなる場合も返金致しません。
  - 回数券は、会員種別に紐づく回数券であれば使用することは出来ません。
  - 回数券を紛失・盗難された場合、再発行は致しかねます。
  - 回数券を他人に譲渡、転売することは行いません。
  - 有効期間が切れた回数券は利用の有無に関わらず、使用することは出来ません。

### 第18条【会員種別の変更等】

会員が EXIM+の会員種別を変更するときは、変更届を変更希望月の前月 10 日迄に提出し、所定の手続きを行わなければなりません。尚、変更希望月の前月 11 日以降未定でお申込みの場合は、コース変更に伴う会費の増額分は、変更手続き時に支払うものとし、減額が生じた場合は次月の会費に充当します。変更に伴う事務手数料は、別途定める「利用料金一覧」のものとなります。

### 第19条【健康管理】

会員は、各自の責任において健康管理を行うものとします。

### 第20条【賠償用の変更ならびに運営システムの変更について】

- EXIM+は会員が負担すべき諸費用について運営会社が必要と判断したときは変更することができます。
- EXIM+は、施設運営システムを、運営会社が必要と判断したときは変更することができます。
- 前二項の場合、EXIM+は1ヶ月前までに、会員にこれを告知します。
- EXIM+は、トレーナーの病気その他やむを得ない事情がある場合には、トレーナーの担当変更をすることがあります。
- 前項の場合、変更が決定した段階で、会員にこれを告知します。

### 第21条【盗難】

会員が EXIM+施設の利用に際して生じた盗難については、EXIM+は一切賠償の責を負いません。

### 第22条【監視カメラ】

EXIM+施設には監視カメラを設置しています。

- 目的　防犯・安全管理・お客様来店情報把握のため
- 設置の場所　(平岸店)トレーニングエリア A 及び受付横（東札幌店)トレーニングエリア A 及び受付横
- 管理責任者　(平岸店)小形 隆史（東札幌店)江古 洋美
- 映像の管理
  - 保管場所　Safie クラウドサーバー
  - 保管期間　7 日間～ 9 0 日間
  - 閲覧制限　管理責任者及び管理責任者が指定した者のみ閲覧できる。
  - 映像の不適切な複製等の禁止
  - 映像の消去　保存期間が過ぎた画像・映像等は上書きにより速やかに削除される。
- 画像・映像の利用及び提供の制限

- （1）記録された映像は、設置目的以外の目的に利用致しません。
- （2）記録された映像は次の場合を除き、第三者等に提供致しません。
  - 法令に基づく場合
  - 道民の生命、身体及び財産の安全性の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合
  - 捜査機関等から、犯罪・事故の捜査等のために閲覧を求められたことに対して協力する必要がある場合。

### 第23条【予約制限・時間制限について】

1 EXIM+は、次の理由により、予約受付の制限・利用時間制限を行う場合があります。

- （1）ご予約の時間以外での利用
- （2）店内混雑時の利用
- （3）EXIM+スタッフの人員配置上の理由による人数制限
- （4）会員数が増えることによる混雑
- （5）レッスン・セミナー等で一部施設の利用制限を行う必要がある場合

2 EXIM+の予約受付・利用時間制限について EXIM+及び運営会社は、会員に対し、特別の補償は行いません。

### 第24条【監視装置の利用について】

- 以下の疾患、既往歴のある方がご利用をお断りしております。
  - 心疾患・肺高圧症・嘔吐(過去1年以内)
- 以下に当てはまる方はご利用をお断りしています。
  - 妊婦
  - 医師から運動制限のある方
  - 近視等に突然失明した方がいる
  - 喫煙されている方
- 当館の低酸素トレーニングは、低酸素安全導入セッションで安全利用に関する指導を終了されており、以降のトレーニングに関しては自己管理でのトレーニングとなり、トレーナーの介入は一切ないことを理解し、同意すること。

### 第25条【賠償責任】

- EXIM+施設内及び駐車場で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、EXIM+および事業主体は、その故意または重大過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- 会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、EXIM+または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
- 会員は、紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴したビジターと連帯して賠償責任を負わなければならないとします。

### 第26条【本規約その他の諸規則の改定】

運営会社は、本規約、細則、利用規定、その他 EXIM+の運営、管理に関する事項を改定することができます。EXIM+は、EXIM+の運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

### 第27条【適用法及び専属的合意管轄裁判所】

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員と EXIM+または運営主体の間訴訟の必要が生じた場合、札幌地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

### 第28条【本規約の改定】

附則.本規約は2019年11月1日発行
改定　2023年3月4日